平成２１年（フ）第９９３６号
大阪府高槻市寿町３丁目30番14号
債務者　河野　誠治
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９４５号
大阪府東大阪市南荘町８番29―616号
債務者　中村千賀こと　藤野　千賀
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９５０号
大阪市平野区長吉出戸１丁目11番17―406号
債務者　奥村由紀枝
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１６号
福岡県大川市大字紅粉屋119番地４
債務者　井口　泰代（旧姓寺﨑）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
福岡県柳川市上宮永町367番地12　えぐちコーポラスＡ203号
債務者　古賀　伸次
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
長崎県島原市南下川尻町8082番地１
債務者　山邉　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第３４４９号
名古屋市昭和区福江２丁目13番17号
債務者　加藤　大典
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６０号
高知市西塚ノ原70番地19
債務者　中内　享子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６６号
高知県香南市野市町みどり野４丁目30番地
債務者　新居　幸芳
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９７７号
高知市大津乙78番地１　サンハイツ中村Ⅱ・102
債務者　藤原　伸人
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９７８号
高知市大津乙78番地１　サンハイツ中村Ⅱ・102
債務者　藤原　順子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９８４号
高知市瀬戸西町３丁目117番地
債務者　山碕　賢郎
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９８５号
高知市一宮東町５丁目11番16号　片岡ＡＰ102
債務者　長尾　誠子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９８９号
高知市鏡大河内367番地１
債務者　山本　惠美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９９２号
高知県南国市大埇甲1703番地４　浜幸２Ｆ
債務者　稲葉　広美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１００１号
高知市北本町４丁目４番63号
債務者　岸本　孝子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２５３号
北九州市小倉北区古船場町７番８―609号
債務者　尾池　美奈
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３３３号
北九州市八幡西区本城３丁目２番２―304号
債務者　白石　和則
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部